

## 新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針の修正内容 (県土整備部関係)

### 1 県立都市公園

- ・ 県立都市公園における花見期間中の感染防止対策を次のとおりとする。
  - 1 花見における飲酒の自粛を呼びかけるほか、花見関係のイベントの開催にあたっては、密にならないよう身体的距離を確保するなど感染防止策に注意を払う。
  - 2 露店等については、業種別ガイドラインの順守など十分な感染防止対策を講じたもののみ認める。
  - 3 例年、花見客が多く訪れる公園においては、グループ同士の間隔が密にならないよう、あらかじめ着座ポイントを一定間隔で地面に表示する対策を講じる。

#### [参考：露店等の取扱い]

- (1) すべての露店等に対して求める対策
  - 順番待ちの際の間隔確保対策や接客時の飛沫感染防止措置の他、来客者同士の密集回避措置など、業種別ガイドライン等の順守を求める。
- (2) 特に飲食物を販売する露店等に対して求める対策
  - ① 調理に関すること
    - ・ 現地で調理を行わず、衛生基準の整った店舗等で予め調理
    - ・ 但し、テントを別にするなど調理エリアと販売エリアを一定距離以上分離した場合や、飛沫感染の恐れが少ないキッチンカーにより飲食を提供する場合、例外的に現地調理可
  - ② 提供に関すること
    - ・ 飲食物は、蓋付きの容器に入れるなど、飛沫付着防止策を講じた上で提供
    - ・ 割り箸等の直接口に触れる食器については、個別包装又はその都度配付
    - ・ 酒類の販売は不可
  - ③ 飲食エリアに関すること
    - ア 飲食エリアの限定
      - ・ 飲食可能な場所（飲食エリア）を限定させ、他の場所での飲食は禁止
    - イ 飲食エリア内の間隔確保等
      - ・ テーブルと椅子を設置する場合、1テーブルに1グループ4人以下での使用とし、相席は禁止
      - ・ 会話の際は扇子やマスク等により飛沫を防止するとともに、席の近くに消毒液を設置して清掃・消毒を実施

### 2 公共交通事業者への支援

- ・ 公共交通事業者への支援のうち、「①バスにおける感染症防止対策への支援」及び「③地域公共交通新型コロナウイルス対応型運行の支援」は令和3年3月10日（水）を実績報告期限としているため、[受付終了]を追記。